Energia

# 報 道 資 料

平成１７年９月８日
中国電力株式会社

## 原子力損害賠償補償契約に係る文部科学省からの指導について

当社は，昭和４９年３月の島根原子力発電所１号機の運転開始に先立って，「原子力損害の賠償に関する法律[注1]」に基づく損害賠償措置として，文部科学省と原子力損害賠償補償契約[注2]（以下「補償契約」）を締結しておりますが，この補償契約に変更が生じた場合には，その内容を同省に通知することとなっております。

その後，平成元年２月に運転開始した島根原子力発電所２号機については，設備変更の通知を行っておりますが，これ以外の変更（主な変更内容は下記のとおり）については通知していなかったことが判明しました。

この件について，本日，当社は文部科学省から指導を受けるとともに，再発防止の徹底を求める文書を受領しております。

当社といたしましては，今回の指導を真摯に受け止め，今後業務マニュアルの見直し等，再発防止を徹底してまいります。

なお，今回未通知が判明した設備等の設置変更については，「核原料物質，核燃料物質および原子炉の規制に関する法律」に基づき，「原子炉設置変更許可申請」の手続きを適正に行っております。

（主な変更内容）

| 変更事由 | 変更内容 | 変更時期<br>〔原子炉設置変更許可日〕 |
|---|---|---|
| 新型制御棒の採用 | ボロンカーバイド制御棒に加え，ハフニウム制御棒の採用 | 昭和 63 年 8 月 9 日 |
| 新型燃料の採用 | 高燃焼度８×８燃料の採用 | 平成 3 年 10 月 15 日 |
| | ９×９燃料の採用 | 平成 11 年 3 月 31 日 |

※　上記のほか，「原子炉設置変更許可」に係る表記の変更（「原子炉容器」を「原子炉圧力容器」に変更等）などがあります。

以　上

注１：原子力損害の賠償に関する法律
　原子力損害が発生した場合の賠償制度を定めた法律であり，原子力事業者の無過失・無限責任，損害賠償措置の強制等を規定している。

注２：原子力損害賠償補償契約
　原子力損害の賠償に関する法律で原子力事業者に強制される損害賠償措置として，事業者と政府が発電所等ごとに締結する契約であり，民間保険で填補しない原子力損害を填補する。

（添付資料）原子力損害賠償制度の概要……　参　考

（参　考）
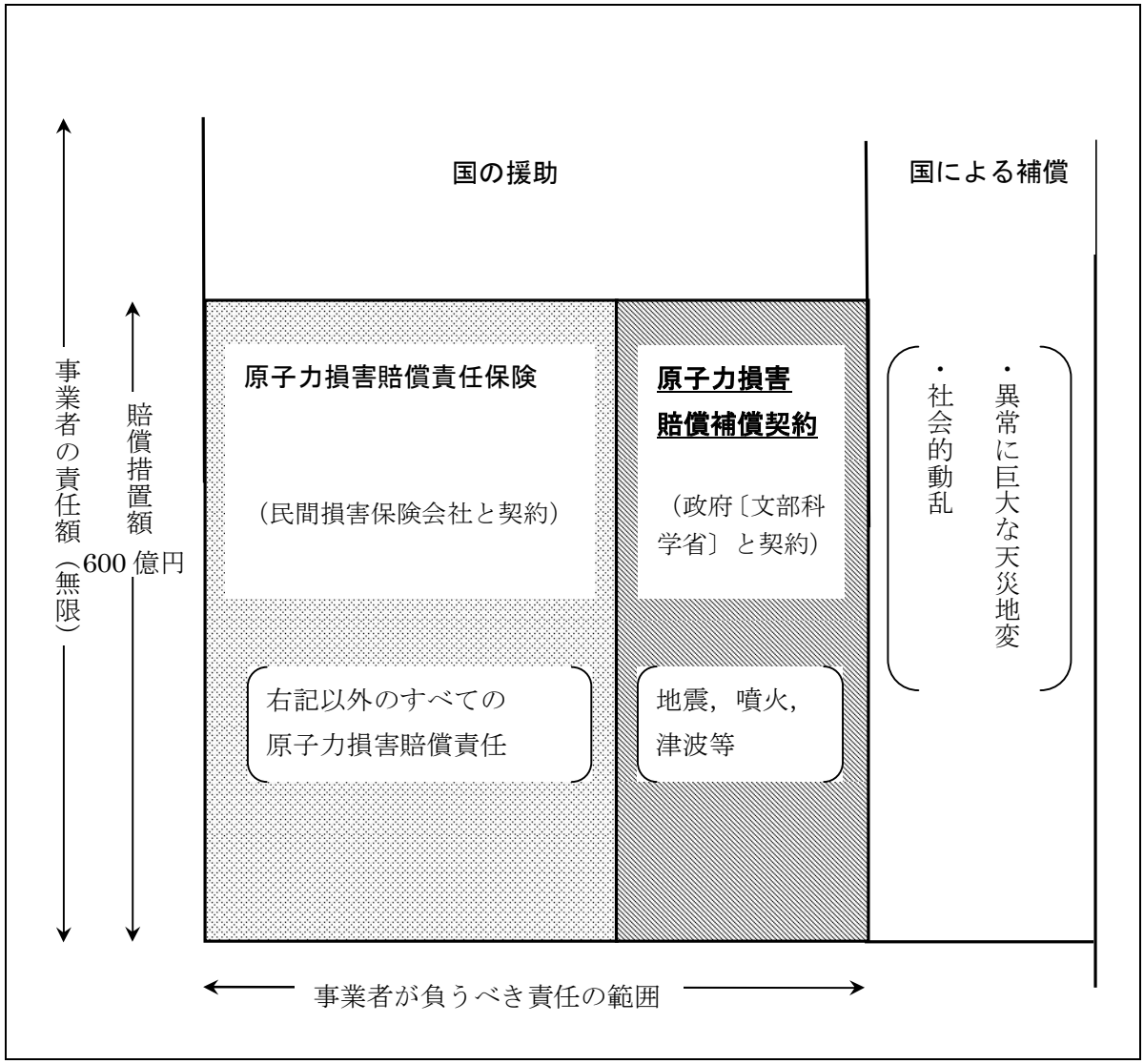
# 原子力損害賠償制度の概要